

厚岸町農業経営基盤強化促進 基 本 構 想

令和 5 年 9 月

厚 岸 町

厚岸町農業経営基盤強化促進基本構想

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標な農業経営の指標
- 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- 第7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 厚岸町農業の概要

厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は標茶町・別海町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く侵入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、東西35.5km、南北45.1km、総面積739.27km²有し、その29%の21,700.4haが農業振興地域となっている。

また、厚岸湾を中心に海岸線は漁家集落を形成し、北部は酪農の集落が点在している。

令和2年の国勢調査による厚岸町の人口は、8,893人であり、令和2年農林業センサスによる農業経営体数は、108経営体である。

気候は、年間を通じて冷涼で、特に春から夏にかけては海霧の影響を受けるため日照時間が短く、秋は降水量も少なく晴天が続く、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい。初霜は9月下旬で終霜は5月下旬と農耕に適した期間は短い。

地勢は波状丘陵が形成され、河川の主なものは別寒辺牛川・尾幌川・大別川の3流にして、ともに厚岸湖に注ぎ、その両岸周辺の大半は湿地帯である。標高は156mが最高で平均60mである。

土性は丘陵地帯にあっては、摩周系火山灰土であり河川地域の上流中流の一部は沖積土で第4期層泥地のほかは腐植土で、ともに火山灰が混入している状態となっている。

本町の農業は、本格的には明治23年太田屯田兵村に入植した時に始まる。屯田兵は、山形、福井、石川など8県から募集した士族出身者440戸が入植。また、尾幌地区では明治32年から27戸が入植し開墾が始まった。

以後、国有未開地の開放により昭和24年頃より194戸が入植し農業を営んだが、冷涼な気候条件や特殊土壌等厳しい自然条件のため、最も安定性のある酪農への転換を図り、大型化を進め生産性を向上させて今日、厚岸町の主要な基幹産業までに発展した。

2 厚岸町農業の現状と課題

本町では、経営者の高齢化、後継者不足、労働力不足などが進展しており、これに伴う離農による跡地の遊休農地化や生産体制の弱体化、さらには農村活力の低下が懸念されている。

将来にわたり本町農業の安定的発展と農村社会の活性化を図るためには、農業を取り巻く社会・経済の変化に適切に対応できる高度な技術と優れた経営管理能力をもつ農業者を育成・確保することが極めて重要となる。

これらの人材育成・確保のため、農業関係機関が中心となって、共通の学習の場や営農の実践の場において、地域の特性を生かした学習を通じて農業青年

に農業経営及び地域活動に必要な知識と技術を習得させたり、先進地視察研修など実践的な研修教育の機会をつくり、厚岸町産業、文化の発展を担うにふさわしい資質を涵養させてきた。

さらには、家畜飼養者はもとより、厚岸町家畜自衛防疫協議会が一体となつて行う家畜衛生対策の取り組みにより、安全で安心な農畜産物の生産供給、特産品の開発や新たな産業分野の創出に向け取り組んでいる。

本町の酪農を支えてきた農業基盤整備事業は、今日まで多くの国営・道営等、農用地開発や草地開発事業を中核とした土地基盤整備事業を導入し、構造改善事業の積極的な取り組みにより広大な土地資源を有効利用した農村の景観や快適な環境に十分配慮し、地域の実態や要求に応じた草地型酪農地帯として整備を進めてきたところである。

生産コストの低減や農業経営の規模拡大及び体質強化を図るためには、土地基盤整備は欠かせない必須条件であり、また、農村社会における活力と潤いのある快適な暮らしを実現するためには、生産基盤の整備と合わせ生活環境を一体的に進める必要がある。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

厚岸町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの低減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、家畜ふん尿の適正な土壌還元を図るなど、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、本町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね490万円程度
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 認定農業者制度の活用

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

(4) 計画的な基盤整備の実施

経営規模拡大及び安定を図るため、自然環境に配慮した草地開発、草地整備、草地改良など、国営や道営の各種基盤整備事業等を促進するとともに、低コストの自給飼料の生産確保を図るため、生産性の高い土地基盤の整備を推進する。

また、これらの事業に基づき農地の集団化にも重点をおき、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこれらの農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等においても十分な検討を行う。

(5) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図り、健康問題や農作業の安全などの良好な労働条件を確保し、ゆとりある経営を実現するため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

また、個別経営の粗飼料自給率の向上や健康な後継牛の育成のためにも公共牧場が果たす役割は重要であることから、施設及び基盤整備等の計画的な再整備により牧場機能の強化を図る。

(6) 関係機関等との連携

本町の農業は生産性を高め、国際化時代に対応するための経営体質の強化を図るため、関係機関及び研究機関等の支援が一体となって新しい情報の収集・分析・研究を行い本町酪農の新しい方向づけを行う必要がある。そのため、インターネットを中心とした情報伝達システムの構築を図り、的確な情報の把握、積極的な利用を推進し、農畜産物の安定生産、品質の向上、生産コストの低減に努め、地域農業の活性化を図る。

さらには、厚岸町農業者技術連絡協議会との連携を強化し、農業者が日常の営農経営、飼養管理技術、乳質改善等に必要な情報等を広く周知し、生産者への速やかな指導・普及情報提供を図ることが重要である。

地域の農業経営の安定的発展を図るためには、経営の体質強化や土地基盤の整備、担い手の育成、コスト低減、さらには農村の活性化等の課題について農業者をはじめ、農業団体、行政、研究機関が一体となって積極的な取り組みを進める。

この中で、農業者や関係機関、団体がそれぞれの役割分担を明確にし、責任を持った取り組みが必要であり、特に農業経営と結びつきが強く地域経済活動の中心的な役割を担う農業協同組合が、農業構造の変化に対応した組織化と機能の充実と効率的な組織運営を図る。

(7) 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

(8) 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる助成の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(9) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用

改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を推進する。

なお、農地の分散を解消し作業・管理の効率化を図るため、処分希望農地の状況、規模拡大の希望などの情報収集に努める。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(10) 多様な農業経営の育成・確保

農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自ら創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする法人及び青年等の育成・確保に関する目標

(1) 農業経営法人及び新規就農の現状

本町の過去5年間における新規学卒就農者・Uターン就農者は2名となっており、新規参入者については、個人経営が3件となっている。

本町の基幹産業である酪農業の生産量の維持・拡大を図っていくために、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする法人及び青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 農業経営の法人化の推進に関する目標

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

なお、北海道農業経営基盤強化促進基本方針では、令和2年度の道内の農

業法人数が3,716法人であり、令和12年度における農業法人数を約1.5倍の5,500経営体を目標として掲げていることに準じて、厚岸町の農業法人数の令和12年度目標は、令和3年1月現在の8法人から1.5倍の12経営体とする。

② 確保・育成すべき人数の目標

北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規就農者の育成・確保目標は毎年670人であることを踏まえ、本町においては今後10年間に5人以上の新規就農者の育成・確保を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町またはその近隣市町村において既に実現している優良な経営事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）及び他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得490万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得245万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (タイストール・集約放牧)	<作付面積等> ・牧草(採草) 18.5ha ・牧草(放牧) 23.5ha ・その他 2.0ha 経営面積計 44.0ha <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 18頭 常時飼養頭数 58頭	<機械施設等> - 成牛舎(430㎡) 1棟 - パイクライン(6クラスター) 1式 - パルクレータ(3,000L) 1式 - 育成舎(120㎡) 1棟 - 堆肥盤(270㎡) 1基 - 尿溜(200㎡) 1基 - バンクリーナー 1式 - ロールベーター等 - 牧草収穫機械 1式 - トラクター 3台 - 農用トラック 1台 <その他> ・タイストール方式による集約放牧での飼養管理。 ・粗飼料収穫については個人で行い一部運搬を委託作業とする。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行い全量草地へ還元。	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 1,300万円 ・一経営体当たり 1,493万円
酪農専業 (タイストール・集約放牧)	<作付面積等> ・牧草(採草) 29.0ha ・牧草(放牧) 36.0ha ・その他 2.0ha 経営面積計 67.0ha <飼養頭数> ・経産牛 60頭 ・育成牛 31頭 常時飼養頭数 91頭	<機械施設等> - 成牛舎(630㎡) 1棟 - パイクライン(6クラスター) 1式 - パルクレータ(3,000L) 1式 - 育成舎(205㎡) 1棟 - 堆肥盤(360㎡) 1基 - 尿溜(250㎡) 1基 - バンクリーナー 1式 - ロールベーター等 - 牧草収穫機械 1式 - トラクター 2台 - 農用トラック 1台 <その他> ・タイストール方式による集約放牧での飼養管理。 ・粗飼料収穫については個人で行い一部運搬を委託作業とする。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行い全量草地へ還元。	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 1,272万円 ・一経営体当たり 1,487万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (タイストール)	<作付面積等> ・牧草(採草) 65.0ha ・牧草(放牧) 0ha ・その他 2.0ha 経営面積計 67.0ha <飼養頭数> ・経産牛 80頭 ・育成牛 41頭 常時飼養頭数 121頭	<機械施設等> - バンカーサイロ 1基 - 成牛舎(800㎡) 1棟 - 旧成牛舎(400㎡) 1棟 - パイプライン(8クラスター) 1式 - バルククーラー(5,700L) 1式 - 育成舎(210㎡) 1棟 - 堆肥盤(695㎡) 1基 - 尿溜(400㎡) 1基 - バンクリーダー 1式 - ロールバレー等 - 牧草収穫機械 1式 - 自動給餌機 1台 - トラクター 4台 - 農用トラック 1台 <その他> ・タイストール方式による年中舎飼いでの飼養管理。 ・粗飼料収穫については全面コントラクターへの委託作業とし、一部ロールサイレージについては個人で収穫。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行い全量草地へ還元。	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 2,106万円 ・一経営体当たり 2,409万円
酪農専業 (フリーストール・ ミルクিংバレー)	<作付面積等> ・牧草(採草) 100.0ha ・牧草(放牧) 0ha ・その他 5.0ha 経営面積計 105.0ha <飼養頭数> ・経産牛 120頭 ・育成牛 61頭 常時飼養頭数 181頭	<機械施設等> - バンカーサイロ 6基 - バレー(230㎡) 1棟 - フリーストール牛舎(1,320㎡) 1棟 - ミルクシステム(8W) 1式 - バルククーラー(7,700L) 1式 - 育成舎(537㎡) 1棟 - 堆肥舎(200㎡) 1基 - スラリーストア(1,228㎡) 1基 - ロールバレー等 - 牧草収穫機械 1式 - ホイルローター 1台 - スキットローター 1台 - TMRミキサー 1台 - 哺育ロボット 1台 - トラクター 4台 - 農用トラック 1台 <その他> ・フリーストール方式によるミルクバレーでの搾乳を行う飼養管理。 ・粗飼料収穫については全面コントラクターへの委託作業とし、一部ロールサイレージについては個人で収穫。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行いスラリー処理を実施し、全量草地へ還元。	・作業の外部的により搾乳作業に特化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 2,139万円 ・一経営体当たり 4,587万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (フリーストール・ 搾乳ロボット)	<作付面積等> ・牧草(採草) 100.0ha ・牧草(放牧) 0ha ・その他 5.0ha 経営面積計 105.0ha <飼養頭数> ・経産牛 120頭 ・育成牛 61頭 常時飼養頭数 181頭	<機械施設等> - バンカーサイロ 6基 - バレー(230㎡) 1棟 - フリーストール牛舎(1,320㎡) 1棟 - 搾乳ロボット 2機 - バルククーラー(7,700L) 1式 - 育成舎(537㎡) 1棟 - 堆肥舎(200㎡) 1基 - スライストア(1,228㎡) 1基 - ロールバレー等 - 牧草収穫機械 1式 - ホイルローター 1台 - スキットローター 1台 - TMRミキサー 1台 - 哺育ロボット 1台 - トラクター 4台 - 農用トラック 1台 <その他> ・フリーストール方式による搾乳ロボットでの搾乳を行う飼養管理。 ・粗飼料収穫については全面コントラクターへの委託作業とし、一部ロールサイレージについては個人で収穫。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行いスラリー処理を実施し、全量草地へ還元。	・作業の外部化により搾乳作業に特化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 4,238万円 ・一経営体当たり 4,468万円
酪農専業 (フリーストール・ 法人経営)	<作付面積等> ・牧草(採草) 160.0ha ・牧草(放牧) 0ha ・サイレージ用とうもろこし 35.0ha ・その他 5.0ha 経営面積計 200.0ha <飼養頭数> ・経産牛 240頭 ・育成牛 122頭 常時飼養頭数 362頭 1戸1法人	<機械施設等> - バンカーサイロ 12基 - バレー(460㎡) 1棟 - フリーストール牛舎(2,640㎡) 1棟 - ミルクিংシステム(16W) 1式 - バルククーラー(11,360L) 1式 - 育成舎(1,074㎡) 1棟 - 堆肥舎(400㎡) 1基 - スライストア(2,456㎡) 1基 - ロールバレー等 - 牧草収穫機械 1式 - ホイルローター 1台 - スキットローター 1台 - TMRミキサー 1台 - 哺育ロボット 1台 - トラクター 4台 - 農用トラック 1台 <その他> ・フリーストール方式によるミルクバレーでの搾乳を行う飼養管理。 ・粗飼料収穫については全面コントラクターへの委託作業とし、一部ロールサイレージについては個人で収穫。 ・ヘルパー利用と組織内交代で定期的な休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行いスラリー処理を実施し、全量草地へ還元。	・作業の外部化により搾乳作業に特化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 3,059万円 ・一経営体当たり 9,689万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専業 (黒毛繁殖)	<作付面積等> ・牧草(採草) 12.4ha ・牧草(放牧) 35.6ha ・牧草(サレージ) 25.7ha 経営面積計 73.6ha <飼養頭数> ・繁殖牛 100頭 ・後継牛 33頭 ・育成牛 52頭 常時飼養頭数 185頭	<機械施設等> 繁殖牛舎(1,000㎡) 1棟 屋外給餌場(487㎡) 1棟 育成牛舎(228㎡) 1棟 分娩牛舎(142㎡) 1棟 自然ほ乳牛舎(106㎡) 1棟 堆肥舎(794㎡) 1式 育成舎(228㎡) 1棟 堆肥舎(481㎡) 1基 牧草収穫機械 1式 フロントローダー 1台 ホイローダー 1台 スキットローダー 1台 トラクター 1台 農用トラック 1台 <その他> ・コントラクターによる粗飼料収穫 と堆肥散布の外部化	・放牧を活用した繁殖管理 ・良質粗飼料を活用した繁殖・育成管理 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、ほ場、飼養 管理、青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門 の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用 した経営改善 ・資金繰り表等による資金 管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 2,580万円 ・一経営体当たり 2,740万円
肉用牛専業 (乳用種育成)	<作付面積等> ・牧草(採草) 41.4ha ・牧草(サレージ) 37.7ha ・その他 7.9ha 経営面積計 79.1ha <飼養頭数> ・育成牛(ホル) 686頭 ・育成牛(F1) 343頭 常時飼養頭数 1,029頭	<機械施設等> 人工哺育牛舎(840㎡) 1棟 育成牛舎(3,283㎡) 1棟 堆肥舎(2,675㎡) 1式 自動哺乳システム 6基 牧草収穫機械 1式 家畜運搬車 1台 ホイローダー 2台 フロントローダー 2台 スキットローダー 2台 ミキサーフィーダー 2台 堆肥攪拌機 1台 トラクター 2台 農用トラック 1台 <その他> ・コントラクターによる粗飼料収穫 と堆肥散布の外部化	・副産物飼料を利用した飼 料費の削減 ・コンサルテーションを活用した飼 料給与 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、ほ場、飼養 管理、青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門 の損益と原価の把握、分析 ・各種経営管理ツールを活 用した経営改善 ・資金繰り表等による資金 管理	<家族労働> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 10,299万円 ・一経営体当たり 20,852万円

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (フリーストール・ 法人経営)	<作付面積等> ・牧草(採草) 265.0ha ・牧草(放牧) 0ha ・サイレージ用 とうもろこし60.0ha ・その他 10.0ha 経営面積計 335.0ha <飼養頭数> ・経産牛 400頭 ・育成牛 220頭 常時飼養頭数 620頭 協業型法人 <構成員戸数> 4戸	<機械施設等> - バンカーサイロ 20基 - パラー(976㎡) 1棟 - フリーストール牛舎(2,640㎡) 1棟 - ミルクシステム (ロータリー40P) 1式 - バルククーラー(15,000L) 1式 - 育成舎(1,936㎡) 1棟 - 堆肥舎(670㎡) 1基 - スラーストア(4,912㎡) 1基 - ロールパラー等 - 牧草収穫機械 1式 - ホイルローター 1台 - スキットローター 1台 - TMRミキサー 1台 - 哺育ロボット 2台 - トラクター 5台 - 農用トラック 1台 <その他> ・フリーストール方式によるミルクパラーでの搾乳を行う飼養管理。 ・粗飼料収穫については全面コントラクターへの委託作業とし、一部ロールサイレージについては個人で収穫。 ・組織内交代で 定期的な休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行いスラージ処理を実施し、全量草地へ還元。	・大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理 ・労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実	<家族労働> ・主たる従事者 6人 ・補助従事者 4人 ・常時雇用 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 1,938万円 ・一経営体当たり 14,265万円

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(1)の③に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (タイストール・集約放牧)	<作付面積等> ・牧草(採草) 18.5ha ・牧草(放牧) 23.5ha ・その他 2.0ha 経営面積計 44.0ha <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 18頭 常時飼養頭数 58頭	<機械施設等> 成牛舎(430㎡) 1棟 バイブライン(6クラスター) 1式 パルクリュー(3,000L) 1式 育成舎(120㎡) 1棟 堆肥盤(270㎡) 1基 尿溜(200㎡) 1基 パンクリュー 1式 ロールバレー等 牧草収穫機械 1式 トラクター 3台 農用トラック 1台 <その他> ・タイストール方式による集約放牧での飼養管理。 ・粗飼料収穫については個人で行い一部運搬を委託作業とする。 ・家族労働を基本にヘルパーを活用した休日の確保。 ・ふん尿処理は全て個人で行い全量草地へ還元。	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> ・主たる従事者一人当たり 1,300万円 ・一経営体当たり 1,493万円

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

① 農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営育成

認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、釧路農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進

青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

③ 農業従事者の安定確保

農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等労働力の活用等に取り組む。

④ 農業の将来を担う幅広い人材の確保

職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

① 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保

釧路農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

② 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって釧路農業改良普及センターや農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

③ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために地域酪農振興会の参加を促すとともに、厚岸町農業技術者連絡協議会の研修会での交流の機会を設ける。

④ 経営力の向上に向けた支援

②に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、指導農業士・農業士会の指導巡回や地域青年グループ研修参加の機会の提供などによりきめ細やかな支援を実施する。

⑤ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、次世代人材投資資金や青年等就農資金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画への達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（以下、「公社」という。）、技術や経営ノウハウについての習得については町内研修等、就農後の営農指導等フォローアップについては釧路農業改良普及センター、J A組織、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

① 受入環境の整備

公社、釧路農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ること、農業に関する知見を広められるようにする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の本町の農用地利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
95%	

また、効率的かつ安定的な農業経営における農地の集約化の割合が高まるように努める。

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアの設定を促進するとともに、放牧利用による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち酪農経営を主体とした農業生産の安定的でゆとりある経営確立を図っていくため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管

理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑤ 農地中間管理機構が行う特例事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町ホームページや他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ③ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を水産農政課農政係に設置する。
- ④ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ⑤ 本町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える

ものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の

①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。

④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有

する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において、当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書の場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なくその変更をした農用地利用規程を、町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が、(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ③ 農作業・農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化の促進するために必要なその他の関連施策との連携
- 町は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ① 国営及び道営等の各種基盤整備事業も積極的に活用し、生産性の高い土地基盤を作るよう推進していく。
 - ② 大型経営を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るためにフリーストール・ミルクイングパーラーの導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
 - ③ 自然に優しい酪農の一環として家畜ふん尿の適正な土壌還元を図るため、堆肥の切り返しの奨励や液肥化対策に取り組み「土づくり」を推進する。
 - ④ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- (2) 推進体制等
- ① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、旧円滑化団体（浜中町農業協同組合）その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわ

たり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び旧円滑化団体（浜中町農業協同組合）は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するための同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用について、なお従前の例によるものとする。